

# 指定管理者制度に関する取扱要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の指定の手續等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施方針の作成)

第2条 施設を所管する部（以下「所管部」という。）は、施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、次に掲げる事項を整理した制度活用の方針（以下「実施方針」という。）を作成するものとする。

#### (1) 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

- ア 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）
- イ 施設の設置目的（役割）
- ウ 施設運営の基本的な方向性（運営方針）
- エ 施設の概要（施設の名称、所在地、構造規模等）
- オ 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）
- カ 利用料金制を採用する場合はその考え方
- キ 指定管理者の指定の予定期間
- ク 指定管理者に支払う施設管理経費（以下「指定管理料」という。）の上限額

#### (2) 指定管理者の募集及び選定に関する事項

- ア 公募又は非公募の別  
非公募の場合には、その理由
- イ 選定委員会の構成と委員選定の視点
- ウ 審査の方法及び審査基準等の考え方

#### (3) 今後の日程に関する事項

- 2 所管部は、前項の実施方針を定めるにあたっては、総務部（総務課及び財政課）と協議を行うものとする。
- 3 所管部は、第6条に規定する設置条例案又は第7条に規定する債務負担行為設定の予算案を県議会に提出したときは、議案の補充説明として当該施設についての実施方針を説明するものとする。

### (指定管理者を公募する施設の単位)

第3条 指定管理者の公募は、同種又は類似の施設を一体的に管理する等合理的な理由がある場合を除き、当該施設の設置及び管理について規定する条例（以下「設置条例」という。）ごとに行う

ものとする。ただし、設置条例において複数の施設を定めている場合にあつては、これらを区分して管理することに合理的な理由があるときは、この限りでない。

#### (指定の予定期間)

第4条 所管部は、次の期間を標準とし、施設の設置目的及び規模並びに業務の内容等を総合的に勘案して、適切な指定の予定期間を設定するものとする。

- ア 指定管理者制度の導入時 3年から5年までの期間
- イ 2回目以降 5年以上の期間

#### (暴力団等の排除)

第5条 所管部は、暴力団等の介入を排除するため、必要な事項を第9条に規定する募集要項に明示するとともに、第20条に規定する協定に必要な事項を定めるものとする。また、指定管理者の選定時における資格要件の確認や指定期間中に役員等の変更があつた場合には、必要な事項を警察本部へ確認するなど、警察本部と連携して、必要な措置を講じるものとする。

## 第2章 条例での規定と債務負担行為の設定

#### (条例の制定又は改正)

第6条 施設の管理を初めて指定管理者に行わせようとするときは、指定管理者を公募する時期までに、設置条例の制定又は改正の手続を行うものとする。設置条例の作成にあたっては、別に定める「設置条例(標準案)」を基本とし、次に掲げる事項について当該施設の設置目的や態様等に応じて規定するものとする。

- (1) 指定管理者による管理に関する事項
- (2) 指定管理者の指定の手続に関する事項
  - ア 指定の申請の方法
  - イ 選定基準
  - ウ 選定委員会の設置
  - エ 指定等の告示
- (3) 指定管理者が行う管理の基準に関する事項
  - ア 開館時間
  - イ 休館日
  - ウ 利用の許可
  - エ 利用の制限等
  - オ 利用料金制の対象とする施設にあつては、利用料金の定め方、納入の方法、減免の手続  
その他必要な事項
  - カ 使用料の対象とする施設にあつては、使用料、納入の方法、減免の手続その他必要な事項

キ その他施設の設置目的や態様等により必要な事項

(4) 指定管理者が行う業務の範囲に関する事項

(5) その他必要な事項

2 設置条例で定める選定基準は、原則として、次のとおりとする。

(1) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

(3) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

(4) 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(5) 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

3 設置条例で定める開館時間及び休館日等の管理の基準については、指定を受けようとするものの創意工夫ができる限り反映されるものとなるよう努めるものとする。

4 所管部は、指定管理者を公正に選定していく観点から、県議会の議員、知事、副知事並びに法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が、主として施設の管理を行う指定管理者の役員等になることができないとする条項をあらかじめ設置条例で規定するものとする。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

#### (債務負担行為の設定)

第7条 管理に要する経費の全部又は一部を県が負担する施設の所管部は、当該施設の指定管理者を公募しようとする時期までに、あらかじめ総務部（財政課）と協議のうえ、債務負担行為の設定等必要な予算措置を講じなければならない。

### 第3章 指定管理者の公募

#### (指定管理者の公募)

第8条 施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、公募によらず、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）として特定の法人等を指名し、第10条による申請を求めることができる。

ア 近い将来、施設の廃止や移管が見込まれる場合

イ 施設管理上緊急に指定を行う必要がある場合

ウ 特定の法人等（地方公共団体も含む。）以外では施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことが明らかな場合

### (指定管理者の公募手続)

第9条 指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ総務部（総務課及び財政課）と協議のうえ、第2条第1項第1号に規定する実施方針の項目に加え、次に掲げる事項を明記した募集要項を策定するものとする。

- (1) 県が進める施策実現への寄与に関する事項
- (2) 指定管理者が行う管理の基準（開館時間、休館日等）
- (3) 指定管理者の申請及び選定に関する事項（申請資格、申請手続、募集期間、提出書類、選定基準等）
- (4) 指定管理者の指定に関する事項
- (5) 協定に関する事項
- (6) 管理状況の把握、評価及び監査に関する事項
- (7) 県と指定管理者との責任分担及びリスク分担に関する事項
- (8) 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項
- (9) その他必要とする事項

2 前項第1号の県が進める施策とは、第22条第4号に規定するものをいう。

3 第2条第1項第1号の指定管理者が行う業務の範囲については、指定管理者が行う業務ごとに、それぞれ要求水準を明示することとし、成果目標は、事務事業目的評価表などを参考として定めるものとする。

4 第2条第1項第1号の指定管理料については、原則として、県が指定期間中に支払う上限額及び各年度で支払う概算額を明示するものとする。この場合において、指定管理者に支払う実際の指定管理料は、次条第2号の収支の計画書で明記された額を上限として、会計年度ごとに予算の範囲内で支払われることを申請者に対して明示するものとする。

5 所管部は、次の事項を遵守して公募を行うものとする。

- (1) 公募する期間は、法人等への周知、参入機会の確保、法人等における検討の期間等を考慮して、原則として1か月以上とするものとする。
- (2) 周知は、県公報への登載、施設等での掲示、県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供等、多様な媒体を活用して、幅広く行うものとする。
- (3) 現地説明会の開催や施設の管理状況がわかる資料の常時閲覧等により、施設に関する情報をできる限り提供するとともに、質問の受付期間を設け、その回答を公表するなど、申請者が行う計画書等の策定に資するよう努めるものとする。
- (4) なるべく多くのものが申請できるよう、申請に必要な資格は必要最小限にとどめるものとする。ただし、類似の業務が既に県内事業者により広く実施されているなど、「県内に事務所を有すること」等の地域要件を追加してもなお十分な競争性を確保できる場合には、地域要件を追加することができるものとする。

#### (申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて所管部に申請するものとする。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 施設の管理に係る事業及び収支の計画書（以下「事業計画書」という。）
- (3) 前号の要旨をまとめた書類
- (4) 当該法人等の事業及び財務の状況を示す書類
- (5) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (6) その他所管部が定める書類

### 第4章 指定管理候補者の選定等

#### (指定管理候補者の選定)

第11条 所管部は、設置条例に定める選定基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理候補者として選定するものとする。

#### (選定委員会の設置)

第12条 所管部は、前条の審査を適正に行うため、設置条例に基づき指定管理者の選定に関する委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。公募によらず指定管理候補者を選定しようとする場合にあっても、同様とする。

#### (委員会の構成)

第13条 委員会の人数及び構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の人数は5名から10名程度とすること。
- (2) 委員会の委員（以下「委員」という。）は、経営に関する専門的な見識を有する者、施設の設置目的に応じた専門的な見識を有する者、施設利用者、地域住民の代表者等から選任すること。この場合において、施設利用者や地域住民の代表者を委員に選任するときは、施設の規模、特性等を考慮し、原則として公募により選定すること。
- (3) 委員会の構成は、学識、経験、年齢、居住地の状況及び男女比等に十分配慮すること。
- (4) 委員には、県職員を含まないものとする。

#### (委員の除斥)

第14条 所管部は、選任した委員が第10条の申請のあった法人等と利害関係を有するものと認められるときは、当該委員を除斥するなど公正な審査が行えるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (委員会の業務)

第15条 委員会は、管理経費以外にサービス提供の水準なども含め、設置条例で定めた選定基準に基づき総合的に審査し、順位を決定するものとする。

ただし、県が求める要求水準を満たさない法人等は、順位付けしないものとする。

2 委員会は、次の業務を行うものとする。

(1) 設置条例で規定した選定基準に基づき、施設の設置目的、態様等を踏まえ、審査基準及び配点表を策定すること。

(2) 申請者から提出された事業計画書のほか、必要に応じてヒアリングを実施するなど、詳細な審査を行うこと。

(3) その他所管部が必要とする業務に関すること。

3 所管部が委員会に意見を求めるに際しては、あらかじめ、次に掲げる事項を委員会に明示するものとする。

(1) 第2条の実施方針に関すること。

(2) 当該施設において、県が求めるサービス及び経費等の要求水準に関すること。

(3) 委員には審査の過程において知り得た情報について、守秘義務があること。

### (審査過程の公開)

第16条 所管部は、委員会が行う審査について、その透明性を確保し、県民及び団体等への説明責任を果たすため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委員会の運営は、「附属機関等の会議の公開に関する指針(平成11年12月24日制定)」に沿って、原則として公開で行うこと。ただし、ヒアリング又は選考審査において、申請者の保護すべき情報を審査するとき又は委員会の自由な意思形成を妨げるおそれがあるときは、この限りでない。

(2) 委員の氏名及び役職名並びに事業計画書を審査する審査基準及び配点表については募集要項の配布時まで、申請者の名称及び申請者が作成した事業計画の要旨については委員会が行うヒアリングまでに、委員会の議事録又は議事概要については当該委員会終了後すみやかに、それぞれ県ホームページで公表すること。

2 指定管理候補者の選定過程の状況については、適宜、次に掲げる事項を県議会に報告するものとする。

(1) 選定及び審査に関する事項

ア 委員の氏名及び役職名

イ 審査基準及び配点表

ウ 選定委員会の開催状況及び審議内容

(2) 申請に関する事項

ア 申請者の名称

イ 申請者が作成した事業計画書の要旨

### (事業計画書等の取扱い)

第17条 所管部は、申請者から提出された事業計画書等について、指定管理候補者の選定終了後すみやかに、委員からの返却を受け、正本1部のみを保管することとし、それ以外のものは、申請者との協議により、返却し、又は廃棄するものとする。

2 所管部は、申請者から提出された事業計画書等が三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき開示請求がなされた場合、同条例の規定に基づき情報公開の手続を行う旨、あらかじめ募集要項で明示して、周知しておくものとする。

### (選定結果の通知)

第18条 所管部は、指定管理候補者の選定後すみやかに、申請のあったすべての法人等に対して、書面で当該法人等に係る選定結果を通知するとともに、選定した法人等の名称及び選定した理由等を県ホームページで公表するものとする。

## 第5章 指定管理者の指定

### (指定管理者の指定)

第19条 所管部は、指定管理候補者として選定した法人等を、法第244条の2第6項の規定による県議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

2 県議会に提出する指定管理者の指定の議案には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 指定管理者となる法人等の名称等
- (3) 指定の期間

3 所管部は、議会における指定の議案の補充説明として次に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 審査の経過及び選定の結果に関する事項
  - ア 指定管理者の応募の状況（申請者の名称及び所在地）
  - イ 選定委員会の構成
  - ウ 選定委員会の開催状況及び審議内容
  - エ 審査基準及び配点表
  - オ 県が求めた水準
  - カ 申請者の主な提案内容及び審査結果等
  - キ 指定管理候補者の名称及び選定した理由
- (2) 指定管理候補者に対して期待される効果
  - ア 県民サービス向上の取組
  - イ 経費縮減の状況
- (3) 協定で定める主な項目
  - ア 県施策への配慮

- イ 情報公開及び個人情報保護
- ウ リスク分担
- エ 事業報告書の提出
- オ 実施状況の調査、指示等
- カ その他必要な事項

4 所管部は、県議会の議決を経たときは、遅滞なく書面により指定の通知を行うとともに、指定した旨を告示するものとする。

#### (協定の締結)

第20条 所管部は、前条の規定による指定後、指定管理者と協議のうえ、施設の管理に関する協定を締結するものとする。

- 2 協定は、原則として指定期間全般についての「基本協定書」及び年度ごとの「年度協定書」をそれぞれ締結するものとする。
- 3 基本協定書には、別に定める「協定書（標準案）」を基本とし、次に掲げる項目を定めるものとする。
  - (1) 管理の基本方針等に関する事項
  - (2) 管理業務の実施に関する事項
  - (3) 管理状況の把握等に関する事項
  - (4) 管理業務の終了に関する事項
  - (5) 指定の取消し等に関する事項
  - (6) その他必要と認める事項

4 所管部は、協定を締結しようとするときは、あらかじめ総務部（総務課及び財政課）と協議するものとする。

#### (引継ぎ)

第21条 所管部は、施設の管理者が交代する場合は、あらかじめ現に管理を行っている管理者（以下「現管理者」という。）と引継ぎに関する詳細な協議を行うものとし、施設の管理に必要な資料及び施設の予約状況の整理等を行わせるものとする。

2 前項の場合において、新たな指定管理者（以下「新管理者」という。）への引継ぎは、新管理者が施設の管理を開始するまでに、現管理者、新管理者及び所管部が参加し、現地において行うものとする。

## 第6章 施設の適正な運営の確保

#### (指定管理者の責務)

第22条 所管部は、施設の管理を指定管理者に行わせるときは、次に掲げる事項を指定管理者の責務として求めるものとする。



- (1) 正当な理由がない限り、県民が施設を利用することを拒んではならず、また、不当な差別的取扱いをしてはならないこと。
- (2) 個人情報適切に取り扱う等三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条の規定に基づく「三重県個人情報取扱事務委託基準」に準じた措置を講ずること。
- (3) 三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨を踏まえ、管理文書の開示請求に関する措置等情報公開に関する規程を整備し、所管部の承認を得たうえで、施設の管理を開始する日から情報の公開を実施すること。
- (4) 人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がい者を理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めること。
- (5) 施設で提供するサービスの向上を図る観点から、アンケート調査の実施等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理業務に反映させること。
- (6) 清掃、警備等の具体的業務を第三者へ委託することを除き、管理に係る業務を一括して第三者へ再委託しないこと。

#### （事業報告書及び決算書の提出）

第23条 所管部は、法第244条の2第7項に基づき、指定管理者に対して事業報告書の提出を求めるものとする。

- 2 所管部は、指定管理者である団体の財務状況を確認するため、毎事業年度、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類の提出を求めるものとする。

#### （指定管理者に対する県のモニタリング）

第24条 所管部は、施設・備品の管理状況等について、毎年1回以上実地調査を行うものとする。

第25条 所管部は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うとともに、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めるものとする。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じたとき。
- (2) その他施設の適正な管理のために所管部が必要と認めるとき。

2 所管部は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

- (1) 指定管理者が法令又は第20条に基づき締結する協定に違反したとき。
- (2) 指定管理者が前項の規定により県が指示した事項に従わないとき。

- (3) 指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化等により、指定に基づく管理の継続が困難と認められるとき。
  - (4) 著しく社会的信用を損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
  - (5) その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 3 所管部は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の停止を命じようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、緊急の場合を除いて、聴聞手続を経なければならない。
- 4 所管部は、第2項の規定に基づき指定管理者の指定を取り消したとき又は期間を定めて管理業務の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示し、公表するものとする。

#### (県議会への報告)

- 第26条 所管部は、毎年県議会に対し、県議会定例会9月定例会議において、別に定める提出要領に基づき、指定管理者が行う前年度分の施設の管理状況及びその内容を評価したもの（以下「定例報告」という。）を報告し、これを公表するものとする。
- 2 所管部は、指定期間の最終年度分の定例報告を行うときは、当該報告に併せて、別に定める提出要領に基づき、当該指定管理者の指定期間全体の管理の実績に関する評価を行い、その結果について県議会に報告し、これを公表するものとする。
- 3 所管部は、指定管理者が行う管理業務に重大な影響が発生し、又は重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、随時、県議会にこれを報告しなければならない。

#### (募集選定手続への反映)

- 第27条 所管部は、現に管理を行っている指定管理者の指定の期間が終了することにより、新たに指定管理者の公募を行うときは、以前に行った指定管理者の募集及び選定手続並びに現に管理を行っている指定管理者の管理の実績等を検証し、その結果等を踏まえ、新たな指定管理者の募集及び選定の手続を進めるものとする。
- 2 所管部は、新たな指定管理候補者を選定するにあたり、次期指定期間の指定管理料の上限額を積算するときは、現に管理を行っている指定管理者の管理の実績等を踏まえて、新たに生じる経費や削減可能な経費を可能な限り正確に反映させるものとする。
- 3 所管部は、第1項の手続により、新たに指定管理候補者を選定しようとするときは、現在の指定管理者に係る定例報告を行った後に、委員会での審査決定が行われるよう指定管理候補者の選定手続を進めていくものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第23条第3項の改正規定は、平成21年4月1日以降に募集を開始する指定管理者から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。